

I 学校経営

第1分科会 経営ビジョン

研究課題 創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方

分科会の趣旨

今日、Society5.0の実現に向けた急速な変化、グローバル化の進展とともに、少子化・人口減少に伴う労働力人口の減少、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下などの様々な課題に直面している。あらゆる分野で社会が大きく変化する中、持続可能な社会を実現していくために、学校に寄せられる期待も大きく、しかも多様化している。

これからの学校には、変化が激しく予測が困難な時代にあっても、子どもたちが夢と志をもってよりよい社会と幸福な人生を切り拓き、持続可能で豊かな社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育んでいくことが求められている。

そのために校長は、これからの時代に求められる資質・能力について、学校と家庭・地域が共通理解して学校教育を推進できるようにするとともに、未来を見据えた学校経営ビジョンを明確に示し、活力ある学校経営を行い、学校改善に向けて絶えず検証して一層の充実を図っていかねなければならない。

様々な教育課題の改善や改革が急速に進行している状況においては、校長はまず、自校の実態から課題を明確にすることが大切である。そして、課題解決に向けて取組の重点化と効率化を図りながら実効性のある解決を図ることが重要である。さらには、高度な専門職として常に最新の知識技能を学び続ける教職員の英知を結集させ、組織を効果的に機能させていく力強い指導性と統率力の発揮が求められている。

本分科会では、校長がリーダーシップを発揮しながら力強く学校経営を行っていくために、未来を見据えた創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方について、具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定

現在、学校に求められているのは、これからの教育の方向性を見据えた学校経営の推進である。

そのため校長は、社会の変化や教育改革等の動向を踏まえ、具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確に示すことが重要となる。

校長は、学校経営ビジョンの策定にあたって、保護者や地域住民の願い、子どもの実態に関する現状把握と分析を的確に行い、子どもたちの未来を見据えた中・長期的な視点をもつ必要がある。そして、子どもたちに求められる資質・能力の育成に向けて、教職員、保護者、地域住民が共通理解と連携・協働を促進しながら、学校の責任者として展望をもったビジョンを校長は示さなければならない。

このような視点に立ち、未来を見据えた魅力的な学校経営ビジョンを策定していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

学校経営ビジョンに基づく未来を見据えた学校経営の推進には、学校教育目標の具現化、創意ある教育課程の編成、教職員の学校経営参画意識の醸成などの様々な視点から、これからの時代にふさわしい学校としての自主性、自律性を確立していくことが重要となる。

校長は、持続可能で豊かな未来を切り拓くための教育理念や目的を共有しながら、明確な方向付けを行い、活力ある学校経営を進めていくことが求められる。そして、地域や社会とのつながりを意識した学校マネジメント等、様々な視点に立って学校経営を推進しなければならない。

このような視点から、学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営を推進していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第1分科会「経営ビジョン」

研究課題 「創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

平成18年に教育基本法が改正され、以来、学校経営と組織、教職員の指導力の向上に関わる施策など、様々な教育改革が行われてきた。近年では、第4期教育振興基本計画において、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられた。さらに「令和の日本型学校教育」では、個別最適な学びと協働的な学びの方向が示され、教育政策の転換期を迎えている。

しかし、どのような教育施策を行ったとしても、それが学校教育や教育組織の新たな確立につながり子どもの成長に還元されなければ、意味をなさず現状の改善はなし得ない。これまでの我が国の教育は、日本経済の不振や国際的な学力調査などの影響を受けて、日々その対応に汲々としているように思われる。教育の本来的な目的からして、教育施策の基本方針や具体的施策は、子どもの豊かな人間性の育成を第一に考えたものでなければならない。

このように、教育に携わるものは、社会の動き、教育の動向に敏感になりながらも、常に本質的なものを見据えていなければならない。その上で、教育の専門家としてプロ意識と高い使命感、現状に甘んじない改善への意欲と態度、改善すべき問題や課題の発見とその具体的解決への方策を策定し実施する必要がある。そのためには、教育の在り方、学校の在り方、教職員の在り方を見直す必要がある。そして、自校の教育活動の全てに関与しているという見方・考え方から出発して、現状改善と未来に向けた問題・課題解決のために、組織人と個人としての両面から解決を図る必要がある。

自校の教育活動を見直し、新たな視点から未来を見据え、教育活動を創造し、活力あふれる学校にしていくためには、次のような視点や姿勢を校長はもちろん、教職員ももつ必要がある。

- 未来からの視点で持続可能な教育を展望すること
- 固定観念や過去の基準や判断を時には勇気をもって改善すること
- 現状を改善する意欲と姿勢で、新しい価値を創造すること
- 社会に開かれた学校、地域とともに育つ学校を目指すこと
- 子どもの願いと保護者・地域住民の願いとを的確に捉え、未来につなげる教育の実現と、その説明責任を明確に図ること

校長は、子どもたち一人一人の個性を尊重した教育を展開していくために、学校の自主性・自律性を発揮し創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行っていかなくてはならない。また、学校マネジメントを担う校長は、学校がその機能を十分に果たす学校経営を行うために、個々の教職員の活動をより有機的に結び付け、一人一人の教職員が、自らの資質・能力を高めつつ、意欲をもって学校経営参画意識を高め自らの役割を果たす組織的・機動的な学校運営を行う体制を整えることが必要である。そして、教育者としても組織の責任者としてもその資質・能力を他の教職員以上に高め、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、学校の進むべき方向（ビジョンと戦略）を明確に設定し、経営資源や組織を活用しながら目標を達成していくためのリーダーシップを発揮し、信頼される学校づくりを進めなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定

- ・具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確にした教育計画
- ・教職員、保護者、地域住民の共通理解と連携・協働を促進する学校の責任者としての展望

(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

- ・教職員の学校経営参画意識を高め、理念や目的の共有を図る活力ある学校経営の推進
- ・地域や社会とのつながりを意識した学校マネジメントにおける具体的方策

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第4期教育振興基本計画

閣議決定

令和5年6月16日

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針（総括的な基本方針・コンセプト）

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では 2040 年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

（1）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。

Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

（2）日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがま

ず尊重されるという前提に立つことが必要である。子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

第2期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第3期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

< 5つの基本的な方針 >

本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定める。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**

令和3年1月26日

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- その際、学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。

学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。

（2）連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、事務職員が校務運営に参画する機会を一層拡大し、主体的・積極的に財務・総務等に通じる専門職としての役割を果たすことが期待される。さらに、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合

等の学校の組織体制の在り方を見直すこと、主幹教諭、指導教諭をはじめ、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーとなる教師がリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進することを通じて、教師が子供としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭や部活動顧問の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。

- また、子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築・家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、幼児教育段階はもとより、義務教育段階を含め、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近な子育て経験者等による学習機会の提供や相談体制の整備など、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の推進

- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

第3章 生涯学習社会の実現 第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクールの導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことを効果的に行うことができます。また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直し

や必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます

(2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和4年5月1日現在において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している学校数は1万5,221校であり、全体の42.9%です。また、地域学校協働本部がカバーする学校数は、2万568校であり、本部数で見ると、1万2,333本部が整備されています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万7,129教室が実施されています。文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進していくため、以下の取組を実施しています。

1. コミュニティ・スクール導入時の運営体制づくりへの支援及び地域学校協働活動推進員の配置の促進など地域学校協働活動を推進するための支援
2. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等について経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有するCSマイスターの派遣
3. 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」、制度等説明会の実施
4. 子供の豊かな学びを支えるため、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ土日や休業日、平日の授業、放課後等に出前授業や施設見学等の教育プログラムを提供する取組の実施

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

文部科学省 平成29年7月

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針 (2) 改訂の基本方針

② 育成を目指す資質・能力の明確化

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1） (2) 教育課程の編成の原則 (ウ) 地域の実態

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

I 学校経営

第2分科会 組織・運営

研究課題 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方

分科会の趣旨

情報化・グローバル化の急激な進展、少子化・人口減少の進行、人工知能の飛躍的な進化等、先行きが不透明で予測することが困難な時代においても、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展の実現を目指し、子どもたちに「持続可能な社会の創り手」としての資質・能力を確実に育成することが、学校教育には求められている。

校長は、学校教育目標の実現を目指し、しなやかなリーダーシップを発揮することが重要である。校長が示す経営ビジョンの実現のためには、教職員一人一人に、共通確認すべき学校課題を自分ごととして捉えさせ、課題解決に向けてベクトルを揃えるとともに、全教職員に学校経営参画意識をもたせることが必要となる。

一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制を創り上げることで、教職員個々の資質・能力を引き出すことになり、活力あふれる創造的な学校風土の醸成につながる。そのために、校長のリーダーシップの下、「心理的安全性」の確保が不可欠である。その上で、校長の考えや思いを分かりやすく具体的に伝えるなど、教職員と十分なコミュニケーションを取ることで信頼関係を築くとともに教職員の意識改革を図り、全体が切磋琢磨し、学び合うことのできるチーム学校をつくることが望まれる。

さらに、学校で働く人材の多様性に応じて、経歴や職種の違いにより自らと異なる視点を持つ教職員の意見を積極的に取り入れ、互いの強みを生かす組織づくりが求められる。

また、様々な教育課題に積極的かつ柔軟に対応するためには、課題を適切に把握して具体的な手立てを講じることや家庭及び地域社会と連携することが重要である。校長には、学校経営に対して適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域をコーディネートする調整力を発揮し、連携・協働により学校づくりを推進することが期待される。

本分科会では、校長の示す学校経営ビジョンの実現を図るための活力ある組織づくり及び、組織を積極的に経営していくための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

全教職員が学校経営ビジョンに基づき、一丸となって教育活動に当たっていく活力ある組織をつくるためには、まず校長の明確で分かりやすい学校経営ビジョンが必要である。そして、校長が学校教育目標の達成に向けたゴールを具体的に示し、教職員全員に取り組むべき課題の共通理解を図ることが大切である。

教職員が組織の一員であるという自覚をもち、意欲的・主体的に課題解決に向けた教育活動を推進するために、校長は、教職員一人一人の状況や特徴をしっかりと捉え、個々の教職員の適材適所への配置、数年後を見据えた人材育成が求められる。また、「心理的安全性」を確保し、教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくりを進めなくてはならない。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンを具現化するために、活力と実行力のある組織づくりをしていく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進

明確な学校経営ビジョンの提示と組織的に機能する教職員集団づくりを進めることが、質の高い教育の実現や教育活動の充実を図るための基盤である。組織が活性化し適切に機能するように、現状を絶えず分析・評価・改善を行い、学校経営を推進していくことが重要である。

学校経営ビジョンを教職員に周知徹底するためには、それを分かりやすく具体的に示すことや、教職員の実践に対するモチベーションを高めるような評価を行う必要がある。それにより、教職員の学校経営への参画意識の高揚を図り、学校組織の一員としての意識の向上につながる。そして、学校経営ビジョンの実現のためには、家庭や地域社会の願い、学校の教育課題を学校・家庭・地域社会で共有し、連携を機能させるコーディネーターとしての校長の役割も重要である。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンの実現を目指して、組織を活性化させる上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第2分科会「組織・運営」

研究課題「学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。また、学習指導要領の改訂に関する平成28年の中央教育審議会答申においても社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりその指摘が現実のものとなった。このような中、学校教育の質を高め、多様性と柔軟性に富むものとするために、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって児童を育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが求められている。そのために、児童に必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化など様々な見直しが提言され、学校教育に対する要請がこれまでになく多様で高度なものになってきている。

したがって、主体的な学校づくりの観点から学校の裁量・権限が拡大される中で、学校の自主性、自律性の確立のためには、組織マネジメントの考え方も取り入れながら、校長のリーダーシップのもと教職員の活動を有機的に結び付けた組織的な学校運営を行う体制の整備と透明性の高い運営が必要である。

また、学校運営を担う教職員の資質・能力と意欲の向上の観点から、チーム学校としての力を生かし組織全体の総合力を高めるため、個々人の知識や経験など「知の共有化」を図ることも重要である。

さらに、個々人の力を発揮することで貢献できたという満足感を得られるようにするとともに、組織においての取組が円滑に進められるために十分なコミュニケーションを図っていくことも大切である。

校長は、副校長・主幹教諭等の職の活用も図りつつ、リーダーシップを発揮して、グローバル化や情報化などの社会の変化に的確に対応し、個性や能力の伸長をより一層重視した教育、豊かな情操や規範意識を育む教育の充実と、児童の安全管理のために、協働的・組織的な学校体制の改善を進めていかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

- ・学校経営ビジョンの的確な示し方と、一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制づくり
- ・教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくり

(2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進

- ・教職員一人一人のモチベーションを高め、学校経営への参画意識の高揚を図る取組
- ・学校・家庭・地域社会で教育課題を共有し、連携を機能させる校長のコーディネーターとしての役割

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第4期教育振興基本計画

閣議決定 令和5年6月15日

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標(12)指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

- ・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。
- ・令和2年に策定された教師の勤務時間の上限等を定める指針の実効性向上に向けた具身体的検討、コミュニティ・スクールなども活用した社会全体の理解の情勢や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。
- ・また、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校DXの推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。
- ・我が国の未来を拓く子供たちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。
- ・これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、令和6年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。
- ・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和3年の義務標準法改正による小学校35人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。
- ・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。
- ・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

**『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修などの在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を
有する教職員集団の形成～（答申） 中央教育審議会 令和4年12月19日**

第I部 総論

4. 今後の改革の方向性

(1) 「新たな教師の学びの姿」の実現

①. 教職生活を通じた「新たな学びの姿」の実現

高度な専門職である教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されている。

既に、審議まとめでは、「新たな教師の学びの姿」として、

- 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」を示した。

具体的には、教師と任命権者・服務監督権者・学校管理職等との積極的な対話を踏まえながら、任命権者等が提供する学びの機会と、教師自らが主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教師が育っていくことを目指すことが必要である。

また、教師の学びの内容の多様性と、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性を重視するということが重要である。この観点からも、教師の個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必要である。

主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルである。「令和の日本型学校教育」を実現するためには、子供たちの学びの転換とともに、教師自身の学び（研修観）の転換を図る必要がある。

折しも、経済協力開発機構（OECD）のFuture of Education and Skills2030プロジェクトにおいて、“Learning Compass 2030”が提唱され、子供たちがウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘された。同プロジェクトでは、現在“Teaching Compass”の策定に向けた議論が行われているところであるが、教師自身についても、「自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付ける」必要性がある。

また、現在、教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画のコンセプトとして「多様な個人と地域や社会のウェルビーイングの実現」との方向性を示しているところであり、日本発のウェルビーイングの概念整理をしているところである。

これを踏まえると、これからの時代には、日本社会に根差したウェルビーイングについて考察しつつ、教師自らが問いを立て実践を積み重ね、振り返り、次につなげていく探究的な学びを、研修実施者及び教師自らがデザインしていくことが必要になる。あわせて、教育委員会で実際に研修に携わる指導主事等に対し、研修デザインに関する学び直しの機会が提供されるべきである。

(2) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

①. 教職員集団の多様化

学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、個々の教師の資質能力の向上だけでは限界がある。学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、組織のレジリエンスを高めることが重要であり、構成要素の一つとして、教職員集団の適度な多様性が必要である。そのためには、教師一人一人の専門性を高めるとともに、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいく

ことが重要である。学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、社会人等多様な人材が参画している。近年では「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通、技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている。今後は、専門的な知識・経験を活かし、教師として勤務する民間企業等の勤務経験者が増加することで、教職員集団の多様性が一層向上されることになる。

②. 多様化した教職員集団のマネジメント

教職員集団を多様にしただけでレジリエンスが強化されるわけではなく、学校管理職のリーダーシップの下で、目標の明確化、心理的安全性の確保、教職員の経歴・背景の多様性を考慮したマネジメントなども不可欠である。

特に「心理的安全性」の確保は、様々な課題に対応できる質の高い教職員集団を形成するために不可欠である。働き方改革を通じて学校全体が抱える業務量を見直し、安全・安心な勤務環境を実現するのみならず、萎縮せずに意見を述べたり、前例や実績のない試みに挑戦する教師を支援できる環境を醸成したりすることで、学校内外で発生した問題を教職員が一人で抱え込むことなく、組織としてより最適な解を導き出すことが可能になる。

教職員集団としての力を十分に発揮するためには、学校管理職の役割が一層重要となる。従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、和の日本型学校教育においては特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

また、学校管理職のマネジメントについても、学校で働く人材の多様性が進む中で、質的な転換が求められる。校長をはじめとする学校管理職には、経歴や職種等の違いにより自らと異なる視点を持つ教職員の意見を積極的に取り入れ、互いの強みを活かす組織づくりが求められる。

③. 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進は、教師の養成・採用・研修等の在り方を見直す上で極めて重要である。

教師が威力ある仕事そして教職志願者に再認識されるとともに、教師が自信と誇りをもって「令和の日本型学校教育」を担うためには、教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが必要である。

第4章 初等中等教育の充実

第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

2 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

（3）チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していく必要があります。また、学校における働き方改革を進めるためにも、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務についても負担軽減を図ることが必要であり、多様な人材との連携を進め、この「チームとしての学校」を実現することも重要です。文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会で取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでいきます。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導体制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。平成29年4月にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができ

る部活動指導員を、令和 3 年 8 月には、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員を法令上に位置づけました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行うことで、配置を促進しています。

また、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めていきます。また、平成 29 年 4 月には、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

さらに、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでいきます。また、学校における働き方改革の推進にも「チームとしての学校」の実現は重要であるため、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでいきます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和 3 年 1 月 26 日

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

（2）連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すことを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。
- また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

分科会の趣旨

Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方が急激に変容する中、学校教育には、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

校長は、変化する時代の潮流や近未来的な課題と教育の役割を踏まえ、経営方針を明確にして、教育活動を展開する必要がある。そして、児童がよりよい教育活動等を享受できるよう、絶えずその評価と改善を進めていかなければならない。

学校評価においては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の三つの手法による評価が定着しているが、これは学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものであり、教育活動の自律的・継続的な改善に役立ち、説明責任を果たすなどの実効性のあるものとして機能することが重要である。また「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、家庭や地域・関係機関と論議し、共通理解を形成していく必要がある。

一方、人事評価は、教職員の資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童に還元することを目的とし、「能力評価」と「業績評価」にて行われている。校長は評価者として教職員への適切な指導と対話を重ね、各自の意識変革や能力開発を促し、個々の人事評価が学校の組織全体の成長発展につながるように取り組むことが重要である。また、令和5年度より「研修履歴を活用した受講奨励」が開始され、今後の資質向上のための指導助言を行うことが求められている。

本分科会では、教育を巡る状況と子どもの未来をしっかりと見据えた学校経営の在り方について考え、学校評価と人事評価をツールとした組織マネジメントの改善等を通して、学校における教育の改革を着実に推し進め、学校教育の充実を図るための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

学校が保護者や地域住民から信頼される組織となるためには、明確な経営ビジョンを策定し、教育活動の取組の過程や学校教育目標への達成状況を点検・評価していくことが大切である。

学校評価は、展望をもった目標と計画を策定し、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実践を吟味し、経営改善に生かしていくものである。また、その結果を保護者や地域に公表し、適切な説明責任を果たしていくためのツールでもある。併せて保護者や地域住民の評価活動への参画を通して、地域に開かれた学校としての信頼を得ることも重要である。

このような視点に立ち、学校教育目標の実現を図るための学校評価を、組織的かつ継続的な学校経営の工夫・改善のツールとして効果的・実効的に活用する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

教職員が意欲をもって、それぞれの専門性を生かし、自らの職責を果たすことができるようにするためには、一人一人の教職員の能力や業績を適正に評価し、適切に人事や処遇等に反映することが極めて重要である。

また、人事評価は、学校の組織の活性化に資するとともに、その成果が児童に還元されることを目的として実施される必要がある。

人事評価を行うに当たって、校長は、個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の育成を図るという人材育成の視点のもと、計画的・継続的に行うとともに、評価の信頼性を高めるため、評価基準や評価方法の提示、授業観察や観察後の指導、校務の取組状況の把握等の具体的方策を示すことが重要である。

このような視点に立ち、学校教育目標の実現を図るため、教職員の人事評価を人材育成の工夫・改善に効果的に生かす上での、校長の果たすべき役割と指導性を具体的に究明する。

第3分科会 「評価・改善」

研究課題 「学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

このような状況の下、令和時代の始まりとともに、「学習指導要領の全面实施」「学校における働き方改革」「GIGA スクール構想」という、学校教育にとって極めて重要な取組について進展させることが求められている。また、1人1台端末の効果的な活用やカリキュラム・マネジメントの展開など、新たな時代への学び（学びのイノベーション）に向けた、学校経営の改革に積極的に取り組んでいく必要がある。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることはますます重要となる。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解をもつことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動やその他の学校運営の状況について適切に評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

さらに学校は、時代の変化に伴い様々な教育課題の解決を求められており、その教育力を一層充実させなければならない。そのためには、何より子どもの教育に直接携わる教職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質・能力の向上に努めるとともに、校長を中心に教職員が相互に連携・協働して組織として学校教育目標の達成や課題解決に向けた取組を進めていく必要がある。

このような背景から、平成26年6月に地方公務員法が改正され、学校職員人事評価制度が導入された（平成28年4月施行）が、地方公務員法で導入される人事評価制度は、能力・業績の両面から評価するものであり、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示等の仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用することが重要である。

人事評価を行うに当たっては、制度のねらいを踏まえ、管理者が日常の職務行動の観察で得られた情報などを総合的にとらえ、期末面談等の機会に教職員が発揮した能力や挙げた業績について対話を通し確認しながら資質能力の向上と意識改革を図ることが大切である。また、「研修履歴を活用した受講奨励」の対話においては、教職員一人一人が、これまで以上に主体的に資質能力を高めていくことができるよう配慮することが必要である。

校長は、学校教育目標の達成のために、学校職員人事評価制度と学校評価制度、二つの制度の有機的な連携を図り運営に生かされるように進めていく必要がある。

2 「研究課題」を究明する視点

（1）学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

- ・学校評価における評価システムの活性化と評価内容や評価方法の創意工夫
- ・学校教育目標の実現に向けた教育活動全体の改善や学校運営と組織の改革

（2）教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

- ・人材育成における校長の指導性と意欲を高める人事評価を生かした学校経営の推進
- ・個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。
また、学習指導要領の改訂に関する平成28（2016）年の中央教育審議会答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。
- このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

学校評価ガイドライン[平成28年改訂]

文部科学省 平成28年3月22日

学校評価の必要性と目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。
これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。
- このことから、学校評価は以下の三つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。
 - ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
 - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
 - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価に関する規定

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

教職員評価との関係

（目標管理型の評価制度としての共通性と相違点）

- 一般に、教職員評価では、各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通している。
- しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

（外部アンケート等の活用）

- 「教職員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
 - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの
 - ② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのものなど、様々な類型があり得る。
- 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善に向けて学校として組織的にサポートしていくことも考えられる。
同時に、この点において、学校評価と教職員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。
- 一方、人事評価としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。
- このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会において、教職員の研修の必要性の判断や指導を行う際に活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の人事評価として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価として行うものと切り分けて整理することが適当である。

学校職員人事評価制度（市町村立学校用）手引き

北海道教育委員会（平成30年4月改訂）

1 学校職員人事評価制度の導入背景

- 時代の変化に対応して各学校においても様々な教育課題の解決を求められており、学校はその教育力を一層充実させなければなりません。
- そのためには、何より児童生徒の教育に直接携わる学校職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、組織体である学校の活性化に向け、校長を中心に学校職員が相互に連携・協働して学校の教育目標の達成や課題解決に向け取組を進めていく必要があります。

- また、学校教育は、保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであるため、その連携を深め、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。
- こうした中、学校職員評価制度が平成20年度から実施されておりますが、平成28年4月から地方公務員法が改正され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされました。そのため、現在実施している学校職員評価制度を地方公務員法の改正の内容に基づき、学校職員人事評価制度として、必要な見直しを行うこととしたところです。

2 学校職員人事評価制度の目的及び方向性

- 学校職員評価制度は、学校職員の資質能力の向上と学校の活性化に資するものとして導入し、その成果が児童生徒に還元されることを目的として実施されてきたところです。

この度の地方公務員法の改正に伴い、学校職員人事評価制度として必要な見直しを行い、これまでの目的に加え、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしますが、従来の学校職員評価制度と同様に次の観点に基づき、実施します。

学校職員人事評価制度の方向性として、これまでと同様に次の4つの観点を制度に反映させます。

- ① 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点 ② 意欲の向上促進の観点
- ③ 資質能力の向上促進の観点 ④ 信頼される学校づくりを支える観点

(1) 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点

- 現在、学校は、地域の期待を受け、学校の伝統を尊重しながら、未来へ向けて特色ある学校づくりを進めており、それぞれ学校の独自の教育目標を設定し、学校が抱える課題の解決に向けて努力を重ねています。このようなことから、それぞれの学校の置かれている状況を十分反映しながら、教育目標の達成や課題の改善につながる制度として、学校職員人事評価制度を実施します。
- また、学校教育活動は多岐にわたっており、学校においては、学校職員一人一人がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協働して教育活動を行うことが求められており、学校職員人事評価制度は学校の教育目標の達成のため学校職員の協働の促進を視野に入れて実施します。

(2) 意欲の向上促進の観点

- 学校の活性化や学校職員の資質・能力の向上のためには、何よりもまず個々の学校職員の意欲の一層の向上を図ることが大切です。学校職員人事評価制度は学校職員を励ますものであり、評価が意欲につながる制度である必要があります。
- 学校職員の意欲を一層高めていくためには、何よりも個々の学校職員の努力や成果を適切に評価することが大切です。
- 目標達成のため、様々な努力を行い、その結果、成果を上げている学校職員と着実な成果を上げることができない学校職員が同様の評価、取扱いを受け、その努力や成果が適正に評価されない状況があれば、学校職員の志気に悪影響を及ぼすとともに保護者や地域社会等の理解も得られません。
- 評価に当たっては、学校職員の意欲を高めるという観点から、成果だけでなく、結果を生み出すに至った要因（能力など）や過程（努力など）についても把握することが大切です。
- 評価は、公正、公平、妥当であることはもとより、透明性の高いものであることが大切であり、その内容が個々の学校職員へ適切にフィードバックされることによって、学校職員を指導・評価する立場にある校長等と、学校職員との信頼関係が育ち、学校職員の意欲の向上につながるものでなければなりません。

(3) 資質・能力の向上促進の観点

- 学校職員の評価は、個々の学校職員の具体的な資質・能力の向上につながる制度でなければなりません。
- 学校職員が資質・能力を向上させるためには、自己目標や目標達成のための取組方法等を設定し、「計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のサイクルの中で、年代や職能に応じて、意識的計画的に研修を行うことが必要ですが、そのためには、自らの能力や課題を常に認識することが大切です。
- 期待される資質・能力は、その学校が抱える課題や学校職員個々の役割などにより異なり、能力開発を行うにも、学校職員一人一人の評価を行い、その結果をフィードバックして、本人が

自己の能力を認識した上で資質能力の向上に取り組むことが大切です。

(4) 信頼される学校づくりを支える観点

- 学校教育は保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであり、学校職員の人事評価制度は、学校評価制度と相まって、説明責任を明らかにできるものであることが求められます。また、学校全体の取組がなければ、一人一人評価しても全体の力とはなりません。
- 学校評価制度は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、自己評価や外部評価を行うとともにその結果を公表し、評価結果に基づいて学校運営の改善を行っていかうとするものです。
- 学校職員人事評価制度は、学校の教育目標を職員に示し、目標管理手法を導入しながら学校職員の評価を行い、その結果をフィードバックして学校職員の資質能力の向上や学校の活性化を図ろうとするものであり、学校の教育目標の達成のためには、二つのシステムが有機的に連携して運営されることが望まれます。

小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

第3章 教育課程の編成及び実施

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

本項は、カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うことを示している。

カリキュラム・マネジメントは、本解説第3章第1節の4において示すように、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

Ⅱ 教育課程

第4分科会 知性・創造性

研究課題 知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

分科会の趣旨

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会構造が急速に変化する中、学校教育には、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力や人間性の育成に向けた教育課程の編成が求められている。

この教育課程の編成に当たっては、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視することが重要である。

学校においては、学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動の充実の方向性を改めて捉え直すとともに、ICTの新たな可能性を指導に生かすなどして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していく必要がある。

校務をつかさどる校長は、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目標を明確に示して地域と連携したよりよい学校教育を目指していかなければならない。そして、その目標の実現に必要な教育内容等の教科横断的な視点での組み立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指したカリキュラム・マネジメントの確立を図っていくことが大切である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くための知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を目指している。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、児童の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるよう、学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。

このような視点から、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深めるとともに、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発、ICTを効果的に活用した授業改善などについて組織的に取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、知性・創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、家庭や地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい教育活動等の充実・改善を目指した取組を推進することが大切である。

このような視点から、知性・創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第4分科会 「知性・創造性」

研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。このように社会構造が急速に変化する中で、学校教育には、子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められており、新しい社会を切り拓いていく子どもに育てるために、どのような社会になっても自分のよさと可能性を信じ、他者と協働しながら主体的に課題解決を図り、よりよい人生や社会を創り出すための、知性や創造性の育成に力を入れていくことが重要である。

こうした中、令和時代の幕開けとともに、「新学習指導要領の全面実施」という重要な取組が始まったところであり、新型コロナウイルス感染症対策収束後の「ポストコロナ」の世界においては、学習指導要領の理念に基づき、新しい時代の学校教育を実現していくことが一層求められている。令和3年1月の中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の中では、新学習指導要領の全面実施について次のように記載がある。

○ 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたといった時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしている。

こうしたことを踏まえ校長は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、児童の学習状況を的確に捉え、授業改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるための学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。また、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くために必要な知性と創造性を育むためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ・ 資質・能力を育むために学びの質に着目し、過程を重視した学習の充実
- ・ 指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす学習評価の充実

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・ 学習の内容と方法を重視し、学びの過程を質的に高めていく教育課程の編成・実施
- ・ 教育課程を軸に学校教育の評価・改善の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第 1 章第 1 の 2）

(1) 確かな学力（第 1 章第 1 の 2 の(1)）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

本項は、こうした法令の規定を受け、児童が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第 30 条第 2 項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。（中略）

本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、児童の発達の段階を考慮して、まず「児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成について第 1 章総則第 2 の 2 (1)において言語活動の充実について第 1 章総則第 3 の 1 (2)において規定されている。

加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

4 カリキュラム・マネジメントの充実（第 3 章第 1 の 4）

各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

（中略）

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の

役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握すること

イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の（1））

(1) 第1の3の（1）から（3）までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実に図ること。

本項は、各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実に図ることを示している。

平成26年11月20日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、児童に必要な資質・力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

児童に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童に求められる資質・能力を育むために、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） 中央教育審議会 令和3年1月26日

第Ⅰ部 総論

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

（4）新たな動き

- こうした多くの課題がある中、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面实施」、「学校における働き方改革」、「GIGA スクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。国においては、こうした動きを加速・充実しながら、新しい時代の学校教育を実現していくことが必要である。

①新学習指導要領の全面实施

（中略）

- 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたといった時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしている。

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（2）教育課程の在り方

①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGA スクール構想により整備される ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である。

③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。

I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

（3）社会の現状や変化への対応と今後の展望

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの3回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。
(中略)
- デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。
- 経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
- 成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。
- また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。
- 今後目指すべき未来社会像として、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society5.0(超スマート社会)」が示されている。
- これら社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。
- こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものである。

Ⅱ 教育課程

第5分科会 豊かな人間性 研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメント の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

情報化・グローバル化の進展、人口知能(AI)の活用、予測不能な自然災害や新たな感染症等により、社会や生活の在り方が大きく変化している。このような時代の中では、自らを人との関りの中で律しつつ、自己を確立していくことが大切である。また、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていける教育を推進していくことが肝要である。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道德教育であり、人権教育である。

道德教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うものである。子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育は、人間尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。LGBTQやSNS等による誹謗中傷等、人権を侵害するような様々な事案が頻発する社会において、子どもたちに自立した人間として、生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道德教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進すると共に、家庭や地域などと連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 豊かな心を育む道德教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科道德はもとより、各教科等の特質に応じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道德性の内容を的確に捉えるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を、家庭や地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道德教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

未来を築く子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることにについて認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校や地域の実態に即し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第5分科会「豊かな人間性」

研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

未来を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道徳性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にすると心や思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

教育振興基本計画でも、「子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに、人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

○美しいものや自然に感動する心などの感性 ○正義感や公正さを重んじる心
○生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観 ○他人を思いやる心や社会貢献の精神
○自立心、自己抑制力、責任感 ○他者との共生や異質なものへの寛容
などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育であると捉えている。

- (1) 道徳教育の推進—自立した一人の人間として人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを目指し、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。
- (2) 人権教育の推進—人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の目標と内容を体系的、構造的に明確にしながら、子どもの実態把握に基づいた多様で効果的な指導方法や評価の在り方
- ・自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育活動

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

- ・子どもたちが互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していける学校づくりと家庭・地域との連携・協働の在り方
- ・健全な人権感覚を身に付け、自他の人権を守るための実践行動ができるような資質・能力の育成

第4章 初等中等教育の充実

第9節 道德教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達に段階に応じた道德教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道德性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道德」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道德教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方、生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道德教育については、小・中学校に「道德の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないのかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道德性を養う道德教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道德教育の更なる充実のため、「道德の時間」を「特別の教科 道德」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道德」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道德性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道德科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、道德科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道德科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

（略）文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道德教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道德教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」(令和3年3月策定、5年3月改訂)等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を4年7月に発出しました（「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」（4年7月22日付け 初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、高等教育局大学振興（現大学教育・入試）課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知）。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省内では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

目標2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】（抜粋）**○道徳教育の推進**

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和5年4月に設置されたこども家庭庁など関係府省との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- ・令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。
- ・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。
- ・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。
- ・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

【指標】（抜粋）

- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善・児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数の減少
- ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
- ・困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
- ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加
- ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加

人権教育を取り巻く情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」策定以降の補足資料～

令和5年3月改訂

はじめに

全国の学校・教育委員会において幅広く活用されている人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議。以下「第三次とりまとめ」という。）が策定されてから10年以上が経過した。この間、学校関係者の多大なる御尽力により、学校における人権教育は着実に進展している。（略）

第三次とりまとめの策定時から、国民の意識や社会情勢は大きく変化している。それに伴い、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われるとともに、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢も大きく変化している。

社会情勢の変化はスピードを増しており、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつある。Society 5.0 は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことができる社会」とされている。こうした社会の実現に当たっては、技術革新が進む中で AI 等の先端技術が人権と調和した形で社会に実装されるよう、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を随時捉え直していくことが必要不可欠であり、学校における人権教育の重要性はますます高まるものと考えられる。このことを、まずもって確認しておく。

第三次とりまとめでは、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であるとした上で、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたいとされている。このことは、本資料に掲載している個別的な人権課題である子供の人権や 北朝鮮当局による拉致問題等からハンセン病、そして新型コロナウイルス感染症における偏見・差別への対応に至るまで、新たな人権課題に日々直面する今日においても同様に、重要な視点である。

「安全と生存」（日本国憲法前文）と「個人の尊厳」（教育基本法（平成18年法律第120号）前文）を守り、発展させる「人権尊重の精神の涵養」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）を育む教育である人権教育が、学校と教育における最重要課題の一つであることを、あらためて指摘しておく。

令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会でも幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。

I. 学校における人権教育の推進（項目だけ抜粋）

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
 - (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
 - ① 社会に開かれた教育課程の実現
 - ② カリキュラム・マネジメントの推進
 - ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導
 - (3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

Ⅱ 教育課程

第6分科会 健やかな体

研究課題 健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

分科会の趣旨

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらしたばかりでなく、子どもたちの心身への影響も大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、スマートフォンやゲーム機器への過度な依存による運動への関心や意欲の低下、運動機会やアクティブな遊びができる時間や場所の減少、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化の問題等、課題が増加している。

こうした背景を鑑み、これからの社会を生きる児童に健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」、幸福な人生の創り手となる力を支える重要な要素である。

学校教育においては、子どもの心身の調和的発達を促し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって主体的かつ積極的にスポーツに親しむ習慣や資質・能力を育成する必要がある。また、健康の保持増進に必要な知識、習慣を身に付けさせることを一層重視していかなければならない。

こうした教育を進めるに当たり、校長には、教科のみならず、特別活動や教育課程外の実践活動を相互に関連させた教育課程の編成を促すとともに、子どもが学びを実生活や実社会に生かすことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を進める組織体制を構築するなど、健やかな体の育成に向けたカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現し、健康で安全な生活を営む実践力を育む教育活動を家庭や地域と密接に連携・協働しながら推進していくためのカリキュラム・マネジメントについて、その具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

子どもたちの日常的な運動機会の減少や全国的な体力の低下・停滞傾向を受け、学校教育には、子どもたちが基礎的な身体能力を身に付け、豊かなスポーツライフを送るための資質・能力の基礎を培っていくことが期待されている。

そのために学校は、体育科の授業や特別活動、教育課程外の活動を通して、運動の意義や楽しさを感じながら、運動の特性に応じて基本的な動きや技能を身に付けていくことのできる教育活動を推進するとともに、学校と家庭や地域が連携し、子どもの意欲の継続や運動機会の確保を図っていくことが重要である。このような視点に立ち、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

(2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

子どもたちにとって小学校生活は、発育・発達の著しい時期であり、健康・安全教育は、他のライフステージにも増して重要な役割がある。小学校においては、子どもたちが食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直す力や心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して、状況に応じて適切に対処できる力など、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことのできる資質・能力の基礎を培うことが求められている。そのためには、健康・安全教育について、各校の現状や課題に則した教育課程への位置付けや家庭・地域と連携した取組、適切な人材活用と教職員の共通理解が必要である。このような視点に立ち、健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

第6分科会「健やかな体」

研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国の発展には、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにしていくことが必要である。そのためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにしていくことが大切である。

近年、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘され、肥満や生活習慣病、さらにはストレスの増大など精神的な問題も多く見られてきており、これまでの施策により一定の歯止めはかかっているものの、スポーツをする子としない子の二極化傾向が顕著になるなど、体力の向上は引き続き課題となっている。

また、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきていることや、想定していなかった自然災害が発生するなど、社会の変化に伴う安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。これらの背景には、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化し、物質的に豊かで便利な生活の中で、子どもたちが体を動かし、汗を流して取り組む機会が減少してきていることが挙げられている。このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与えている。

子どもたちに生きる力と豊かな人間性を育んでいく上で、何よりも健康の保持が重要である。学校においては教育活動を通して、「運動を楽しみと思える経験」「運動能力向上に向けた活動」「主体的に健康で安全な生活を営む力を育む教育実践」等の取組が求められている。また、子どもたちが様々な経験や取組を通して、生涯にわたって主体的に実践していこうとする意欲につなげていく育みとなることが重要である。

そのため、学校は組織として、全教職員で目的や手立ての共有化と意識向上を図り、役割分担を明確にするなど、一体となって取り組む体制が必要となる。また、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭や地域社会との連携・協力のもと、共通の目的意識をもって子どもの生活習慣づくりに取り組むことも大切である。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内環境や校内組織の整備を図るとともに、体育・健康教育全体計画に基づき、全ての教職員が共通の認識をもちながら取組を進められるよう、リーダーシップを発揮していくことが求められている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

- ・体育の授業改善や特別活動、教育課程外の実践など、運動能力向上に向けた教育活動の充実
- ・子どもの意欲の継続や運動機会の確保のための、学校・家庭・地域の連携

(2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

- ・全教職員で目標や手立ての共有化と意識向上を図る校長のリーダーシップ
- ・学校・家庭・地域の連携の下、主体的に健康で安全な生活を営む力を育む健康教育の充実

第1章 総則 第1節 学校における保健教育の意義

2. 子供たちの現代的な健康課題の解決を図る保健教育

今日、子供たちを取り巻く状況は、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化している。こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。特に、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題も見られる。さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子供たちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。

今日疾病構造が変化しており、がんや心疾患ならびに精神疾患といった現代的な健康課題の解決が必要である。その際、疾病予防の考え方として、一次予防（適切な食事や運動不足の解消、喫煙、ストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組や予防接種、環境改善など）、二次予防（検診等による病気の早期発見と早期治療など）、三次予防（適切な治療により病気や障害の進行を防ぐこと）などの内容を充実させていくことが求められる。少子高齢化については、若い世代の出産子育てや高齢化に伴う健康寿命の延伸なども課題である。

これらの多様で喫緊の健康課題を解決するには、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠である。近年、我が国の子どものむし歯の罹患率や、成人の喫煙率は減少傾向を示している。これらの改善には、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育が大きく寄与している。

このように保健教育の果たす役割は、今後一層期待される場所である。

3. 保健教育の目標と位置付け

(1) 心身ともに健康な国民の育成

心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第1条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きい。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要である。

そのため、小学校の教育関係者が保健教育の重要性を認識し、よりよい実践を推進していくことが、今こそ求められている。

(2) 保健教育の目標

小学校学習指導要領第1章総則第1の2の（3）において示されているとおり、学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしている。特に、健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されている。こうした指導については、学校段階に応じて、中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されている。

その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

特に、小学校教育においては、低学年からの生活習慣の乱れがみられること、就学前教育あるいは義務教育としての中学校教育との円滑な接続を図る必要があること等から、各学年の発達の段階の特徴を考慮して、身近な生活における自己の健康課題に気付き、その課題解決に向けて自ら取り組み、健康な家庭や学校づくりに貢献するための資質・能力の基礎を育成することが大切である。

(3) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。

例えば、体育科保健領域、特別活動（学級活動、児童会活動等）、総合的な学習の時はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。

また、新しい学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

第4章 初等中等教育の充実 第11節 子供の健康と安全

3 学校における食育、学校給食の推進

(1) 学校における食育の推進

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。

栄養教諭の配置数は、令和4年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、6,843人となっており、平成17年の制度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均60.3%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、栄養教諭の職務の明確化を図り、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替え促進を働きかけています。また、

「教師の採用等の改善に係る取組について」（令和5年1月10日付通知）においても、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を依頼したところであり、引き続き、栄養教諭の配置促進に向けた取組を進めていきます。

食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

4 学校安全の推進

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した

「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直す際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等を作成し、活用を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、暑くなり始める前の4月から暑さが本格化する夏に向けて、各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ウェブサイト等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐ

るみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し、4年12月に内容を一部更新しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトに公開しています。

第3期スポーツ基本計画

文部科学省 令和4年3月25日

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」(抜粋)

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すにあたっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」が必要になる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら3つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係し合う側面があることにも注意する必要がある。

新学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

(3) 健やかな体 (第1章第1の2の(3))

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それら

の指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。